



第 8 章

地域支援事業の取組

地域支援事業は、自立支援・介護予防・重度化防止の施策を総合的かつ一体的に行うために区市町村が行う事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成されています。

第 1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定を受けた方や、基本チェックリストに該当した方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と 65 歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」から構成されています。

事業所のサービスのほか、多様な主体によるサービスや、社会参加の視点を取り入れた介護予防の促進等により、要支援者等の自立支援や介護予防を図る事業です。

1 一般介護予防事業

平成 27 年度から住民主体による介護予防活動（シニア健康応援隊）を開始しました。現在、区内 5カ所で展開しています。それぞれの活動は、シニア健康応援隊養成講座を修了した人が担い手として活躍しています。

また、地域住民が主体となった介護予防活動を支援するために、活動費助成事業やリハビリ専門職の派遣事業を実施しています。このほかに、65 歳以上の区民を対象に介護予防の普及のため、脳トレ、運動、口腔・栄養に関する介護予防教室や講演会、介護予防通信の発行等を実施しています。

今後も、シニア健康応援隊による介護予防自主グループ活動を促進させるとともに、リハビリ専門職による効果的な介護予防活動を展開していきます。また、一般介護予防教室の修了者が、引き続き地域で介護予防に取り組むことができるような仕組みを整備していきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「シニア健康応援隊」（介護予防リーダー）の育成と活動支援、めぐろ手ぬぐい体操の普及 ・自主グループへのリハビリテーション専門職の派遣事業・活動助成金交付事業 ・介護予防通信の発行 ・一般高齢者を対象とした介護予防教室、講演会等の実施 ・めぐろシニアいきいきポイント事業

2 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業においては、訪問型・通所型の介護事業者によるサービスを継続するとともに、住民主体による「支え合い事業」の充実を図ります。

訪問型支え合い事業は、社会福祉協議会及びシルバー人材センターを実施団体とし、そこで研修を受けた方に担い手として活動していただきます。通所型支え合い事業については、地域の居場所作づくりの促進を図るために、必要な支援を検討します。

「支え合い事業」の充実については、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置による支え合い活動の推進を踏まえ取り組んでいきます。

「短期集中予防サービス」はフレイル（健康と要介護の間）の状態にある人を対象に、保健・医療の専門職の指導により生活機能改善を目的に実施します。

今後、介護予防ケアマネジメントの過程や個別レベルの地域ケア会議等にリハビリ専門職を導入する機会を設けるなど、自立支援に向けてより効果的な介護予防ケアマネジメントが実現するよう取り組んでいきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス（予防給付相当サービス、区独自基準サービス、短期集中予防サービス、支え合い事業） ・通所型サービス（予防給付相当サービス、区独自基準サービス、短期集中予防サービス、支え合い事業） ・栄養改善配食 ・介護予防ケアマネジメント

第2 包括的支援事業

1 地域包括支援センターの設置運営

(1) 地域包括支援センターの業務

本区における地域包括支援センターの業務は下表のとおりで、介護保険法に基づく地域包括支援センターの業務に加えて、保健福祉の総合相談支援、高齢者の保健福祉サービスの受付、介護保険認定申請等の受付等の業務を行っています。

保健福祉の総合相談支援は、すべての区民を対象とし、多様な相談への一次的な対応や、複合的な問題を抱えるケースへのトータルな対応を図るもので、現在は、障害福祉・生活福祉・保健・子育て支援などについては、対象別の相談支援体制を前提とし、それらとの適切な連携の下に実施しています。今後、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備の取組の中で、この保健福祉の総合相談支援をさらに充実させ、分野横断的に連携・協働する体制を構築していきます。

目黒区地域包括支援センターの実施業務

1 すべての区民を対象とした業務	
保健福祉の総合的相談支援	①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務	
○地域包括支援センターとしての業務	
(1) 包括的支援事業	センターの主な業務 ① 総合相談支援事業 ② 権利擁護事業 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 区が取り組む以下の事業に係る一部の業務 ④ 在宅医療・介護連携推進事業 ⑤ 生活支援体制整備事業 ⑥ 認知症総合支援事業
(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	
(3) 地域ケア会議の実施	
(4) 指定介護予防支援	
(5) その他委託を受けることができるもの	居宅要支援者に係る第一号介護予防支援事業 一般介護予防事業 任意事業
○付加する業務	
(1) 高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとり暮らし等高齢者登録、訪問食事サービスの受付など
(2) 介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書、居宅サービス計画作成依頼届出書の受理など

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者を中心に、障害者、子ども、生活困窮者、また、世帯が抱える複合課題を「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として丸ごと受け止め、各分野の専門機関や区の関係部署と緊密に連携し適切な支援につなげる入り口として、総合相談支援の充実に取り組みます。さらに、地域のネットワークを活用し、社会から孤立しがちな世帯へのアウトリーチによる支援を積極的に行うとともに、利用者の利便性の向上のための取組を進めます。

現在、地域包括支援センターは地区ごとに1か所設置していますが、高齢者人口の増加や、個人や世帯で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要とするケースの増加に伴い、地域包括支援センターが区民の相談を受け止め関係機関と連携しながら適切に対応する機能を果たすことが求められるため、利用者が相談に行きやすく、より身近な地域で支援が可能となるよう、地域包括支援センター支所等の設置について検討を進めます。

さらに、仕事と介護の両立が困難になり離職する介護離職が問題となっている中、働きながら介護する家族等が、就労時間外でも相談できるよう、地域包括支援センターの開設時間を延長するなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

また、区の地域包括支援センターを国の定める評価指標に基づき比較評価し、適正な運営体制について検討していきます。

(3) 地域包括ケアに係る推進委員会

地域包括支援センターは、介護サービス等に関する事業者・職能団体、介護保険の被保険者、学識経験者等を構成員とした運営協議会の意見を踏まえて、公正かつ中立な運営を確保することとされています。

区では、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会を兼ねた「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を設置しており、同委員会の適切な運営により、公正・中立性の確保とともに、区民等の意見を反映した地域包括支援センターの運営に努めていきます。

さらに、この「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を介護保険法が掲げる地域ケア会議のうち、全区レベルの地域ケア会議と位置づけ、地域に必要な政策の立案や提言等について検討を行います。

2 生活支援体制整備

平成 27 年度に生活支援コーディネーター 2 名を配置し、地域資源の把握と関係性づくりを行ってきました。また、平成 27 年度、平成 28 年度に地域づくりフォーラムを開催し、区内外の活動団体の紹介や、地域の支え合いに関する住民同士の意見交換を行い、支え合い活動に対する区民の意識の醸成を図りました。

平成 29 年度からは、地区における生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託して取組を進め、南部地区で目黒区で最初の第 2 層協議体（南部支え合いまち会議）が発足し、また、南部地区と東部地区へ第 2 層の生活支援コーディネーターを配置しました。

こうした地域における生活支援体制を平成 30 年度までに全域に整備していきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none">生活支援コーディネーターの配置協議体の設置

3 在宅医療介護連携

医療や介護が必要な状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活が継続できるよう、本人や家族の視点に立ち、急性期の医療から在宅医療及び介護までの一連のサービスを切れ目なく提供する体制づくりとして、医療職とケアマネジャー、サービス事業者における情報共有や医療と介護の専門職による多職種協働を図ります。また、区民の在宅療養に関する知識の習得や理解を促進するとともに、働きながら在宅療養生活を支える家族等の、仕事と介護の両立の不安や悩みに対する相談支援の充実・強化を図ります。

また、東京都の医療計画における病床の機能分化・連携等にも対応していきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none">在宅療養資源マップの作成・配布在宅療養推進協議会の開催在宅療養支援病床確保事業の実施医療・介護関係者の情報共有の支援各地域包括支援センターへの在宅療養コーディネーターの配置及び在宅療養相談窓口業務の実施医療・介護関係者の研修在宅療養フェア、出前講座等の実施関係区市町村の連携確保

4 認知症施策推進

第6期中は、組織体制の強化を図り、区に認知症施策推進担当を設置し、この担当所属を中心に、各地域包括支援センターに配置した認知症支援コーディネーターと連携を図りながら、早期診断・早期対応のための認知症初期集中支援チームの運営や認知症ケアパスの普及などの認知症施策を一体的に推進してきました。

今後は、介護保険法改正で改めて明記された新オレンジプランの考え方を踏まえ、改めて認知症の人の視点を重視し、家族や介護者の支援も含めた総合的な取組を進めていきます。

多くの人に認知症を正しく理解していただき、適切な対応が可能な地域づくりを行うため、認知症の普及啓発として、「認知症サポーター養成講座」を実施し、さらに修了者へのステップアップ講座などを行い、受講者の活動の場を広げるなど、知識を生かせる環境を整備します。

認知症の初期は、周りに気付かれにくいものですが、地域住民や家族が小さな変化に気付いたときに、安心して相談等ができる仕組みを構築します。

さらに、若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、区民及び区内企業に向けて普及啓発を図ることを目的としたイベントを開催するなど、若年性認知症の正しい知識や理解を促進します。

また、認知症を発症した後も、生きがいを持って生き生きと暮らし続けることができるような社会参画の場づくりや、認知症の当事者同士が、自らの体験や希望などについて語り合うことができる場づくりを行います。

事業内容
<ul style="list-style-type: none">・認知症初期集中支援チーム事業・認知症コーディネーターの配置・認知症への正しい理解と認知症ケアパスの普及・認知症カフェ等の開催支援

5 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、個別課題の解決にとどまらず、個別ケースの課題分析を積み重ねることによって見えてくる地域に共通した課題を抽出し、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するための方策につなげていくよう進めていきます。地域包括ケアを推進していくためには、この地域ケア会議の充実が重要です。

地域ケア会議により、地域に必要な取組を明らかにし、資源開発や施策の提案等につなげ、包括的な支援体制を構築していきます。

今後は、地域の各関係者が個別ケア会議で抽出された課題を共有する場としての取組を進めるとともに、医療や介護専門職によるケアマネジメント支援の場としても展開していきます。

第3 任意事業

任意事業は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業のほかに、介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を、地域の実情に応じて行うものです。

区では、介護給付適正化、家族介護者の支援、住宅改修理由書作成助成、認知症サポーター養成講座のほか、高齢者虐待の防止、成年後見制度利用の支援などの取組を行ってきました。これまでの事業を継続し、必要に応じて充実を図っていきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none">・介護給付適正化事業・家族介護教室・介護者の交流・学習機会の充実・住宅改修理由書作成助成・介護職員の質の向上研修及び介護事業者連絡会研修支援・認知症はいかい高齢者位置情報確認サービス・高齢者福祉住宅へのライフサポートアドバイザー配置・成年後見制度利用支援事業